栃木県警察本部

令和6年能登半島地震により被災された方へのお知らせ

運転免許証の有効期間が**令和6年6月30日まで延長**されます。

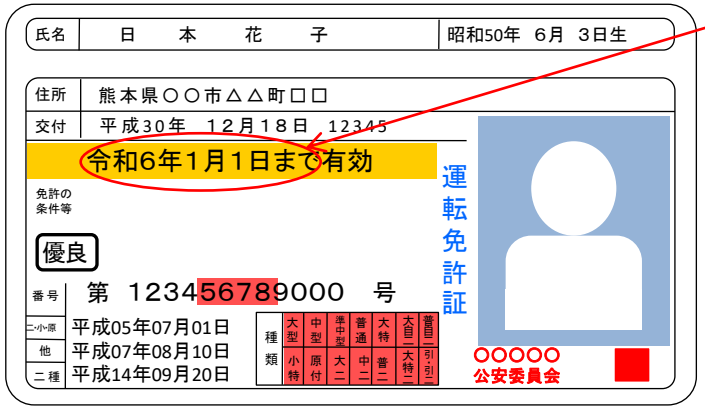

有効期間の末日（左の場合、令和6年1月1日）が、

令和6年1月1日(注)から令和6年6月29日までの方
は、令和6年6月30日まで運転することができます。
（令和6年6月30日までに更新手続をしてください。）

（注）道路交通法の規定により令和5年12月29日～令和6年1月3日が有効期間の末日の場合、令和6年1月4日が末日とみなされますので、この措置の適用を受けます

対象となる方

被災時に災害救助法が適用された区域に住所のある方

※ 対象となる最新の県・市町村については、内閣府のホームページ等でご確認ください。

※ 令和6年6月30日の直前は、更新手続のため、窓口が混雑することが予想されますのでご注意ください。

※ 運転免許証の更新以外の手続についても、同様の措置がとられています。

※ 詳しくは、最寄りの警察署又は栃木県運転免許センター（0289-76-0110）にお問い合わせください。